

平成20年度3月追加補正予算の概要
(一般会計第5号)

平成 2 1 年 3 月

伊 万 里 市

平成20年度3月追加補正の概要

1 予算規模（一般会計）

平成20年度 (第4号)補正後の 予定の予算額	平成20年度 3月追加(第5号) 補正額	平成20年度 3月追加(第5号) 補正後の額	平成19年度 3月補正後の額	平成19年度同期比	
				増減額	増減率
千円	千円	千円	千円	千円	%
20,422,439	37,197	20,459,636	21,100,688	△ 641,052	△ 3.0

2 基本方針

今回の補正予算は、定額給付金給付事業と子育て応援特別手当給付事業に係る事務費について、4月初めの申請書全戸発送に支障をきたさないよう、必要最小限の補正を行った。

また、この2事業は、年度内の完了が見込めないことから、事業費の一部をそれぞれ平成21年度に繰り越すものである。

「定額給付金」について(概要)

平成20年度の緊急措置として、住民全員に1人あたり1万2千円(基準日において65歳以上及び18歳以下の者については、2万円)を支給する。

(内容)

- 支給対象となる者：基準日(平成21年2月1日)において次の要件を満たす住民全員
 - ・住民基本台帳に記録されている者
 - ・外国人登録原票に登録されている者(不法滞在者及び短期滞在者のみ対象外)
- 支給額：支給対象者一人あたり1万2千円
(ただし、基準日において65歳以上及び18歳以下の者は2万円)
- 支給先：支給対象となる者の属する世帯の世帯主(外国人は各給付対象者)
(支給基準日である平成21年2月1日時点の住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)
- 所得制限：設けない
- 支給手続：各世帯主からの申請に基づき支給する。
- 申請期限：申請受付開始日から6ヶ月(4月上旬～6ヶ月以内)
- 予算額：35,227千円(事務費)(全額国庫負担)
※うち、30,739千円を翌年度に繰越

[今後のスケジュール]

3月中旬	申請書発送準備
4月初め	申請書全戸発送
4月11日・12日(予定)	一斉窓口受付(市内21箇所)※以降随時受付
5月中旬	決定通知発送
〃	給付金振込(第1回目)
6月上旬	給付金振込(第2回目)
10月上旬予定	申請受付締切(受付開始から6ヶ月)

「子育て応援特別手当」について(概要)

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降の子一人あたり、3万6千円の子育て応援特別手当を支給する。

(内容)

- 支給対象となる子：平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成21年3月末において4～6歳の子)であって、第2子以降である児童(1,050人程度)
 - ※ 第2子以降の判定については、高校卒業(18歳)までの子を基礎とする。
 - ※ 外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。
- 支給額：支給対象となる子一人あたり3万6千円(1回払い)
- 支給先：支給対象となる子の属する世帯の世帯主
(支給基準日である平成21年2月1日時点の住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)
- 所得制限：設けない
- 支給手続：世帯主からの申請に基づき支給する。
- 申請期限：申請受付開始日から6ヶ月(4月上旬～6ヶ月以内)
- 予算額：1,970千円(事務費)(全額国庫負担)
※うち、1,728千円を翌年度に繰越

[今後のスケジュール]

3月中旬	申請書発送準備
4月初め	申請書発送
4月11日・12日(予定)	一斉窓口受付(市内21箇所)※以降随時受付
5月中旬	決定通知発送
〃	子育て応援特別手当振込(第1回目)
6月上旬	子育て応援特別手当振込(第2回目)
10月上旬予定	申請受付締切(受付開始から6ヶ月)